

## 平成30年度施設管理に対する評価シート

### ◎基本情報

#### 1 管理施設

① 施設名	大阪市立東三国センター
② 指定管理者名	東三国センター管理運営委員会
③ 評価対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
④ 指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
⑤ 所管課・担当	環境局環境管理部環境管理課（電話：06-6615-7941）

#### 2 管理運営状況

①業務概要	共同利用施設条例及び関係法令に基づき、大阪市立東三国センターの管理運営業務を行う。
②利用状況の概要	利用人数：13,054人 使用申込件数：417件
③施設の設置目的・目標 (成果指標)	航空機騒音緩和を目的として設置された施設であり、共同利用施設条例及び関連法令に基づき適正な管理運営を行う。
④年度目標	施設使用者からの苦情・要望に適正に対応する。

### ◎管理運営の実施状況

#### 1 施設の設置目的の達成及びサービスの向上

①施設の管理運営状況（管理運営方針・手法に沿った施設の維持管理の状況、平等利用の確保、職員の体制、危機管理・安全管理業務等の実施状況）	<p>○管理運営方針について</p> <p>共同利用施設条例及び関連法令に基づき、大阪市立東三国センターの管理運営業務を行った。施設の使用許可にあたっては、条例第2条及び第6条から第8条までに基づき、利用者の使用目的が施設の設置目的にそったものであることを確認するとともに、公平性を確保し、施設の平等利用の確保に努めた。</p> <p>○職員の配置状況について</p> <p>管理人を1名配置し、管理運営業務を行った。</p> <p>○維持管理に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に施設の点検を行い、管理運営に必要な消耗品については、適宜、補充・交換等を行い、施設の保全に努めた。</li> <li>・施設の快適な空間を保つため、必要な清掃業務を行った。</li> <li>・施設の防火及び防災に万全を期すため、消防法及び関係法令に基づく防火管理者を選任し、消防訓練を行うとともに、緊急、災害時において迅速に対応できるよう管理体制を確保した。</li> </ul>
	<p>○施設の使用許可</p> <p>施設の使用申請書の受付及び受理（隨時）</p> <p>○建物及び付属設備の維持保全</p> <p>各設備の効率的な運転・監視（毎開館日）、清掃（週1回以上） 建物の点検（隨時）、消耗品の補充、交換（適宜） 空調機等保守点検への立会、協力（適宜） 消防法に基づく防火管理、消防訓練（年2回） 消防用設備点検立会（年2回）</p> <p>○その他</p> <p>公共料金等の支払い（隨時） 月次報告書の提出（月1回） 事業報告書の提出（年1回）</p>

③施設の有効利用（他施設との連携状況、地域との連携状況、市民・NPOとの協働状況等）	施設使用者からの苦情・要望に対する対応に大きな問題は発生しなかった。
--	------------------------------------

## 2 市費の縮減効果（収支状況）

① 収入・支出状況	収入：大阪市からの業務代行料 1,835,725円 支出：管理運営費 1,835,725円
②市費縮減に係る取組み状況	大阪市からの業務代行料の範囲内で管理運営を行った。

## 3 社会的責任・市の施策との整合等

環境への配慮、個人情報保護に関する取組み等の実施状況	・業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、大阪市個人情報保護条例及び大阪市情報公開条例の主旨を踏まえ、適切に管理した。 ・人権問題に対する取り組みについて、管理人が人権研修を受講した。
----------------------------	---

## 4 その他（点検等における要改善項目の対応状況、その他特筆すべき事項等）

①評価項目概要	なし
②上記についての成果や望まれる対応等	なし

### ◎評価

#### 1 所管所属による一次評価（太枠にS・A・B・Cの四段階で評価を記入）

①施設の設置目的の達成及びサービスの向上に対する評価	共同利用施設条例及び関係法令に基づき、施設の設置目的に沿った管理運営が行われていた。	B
②市費の縮減効果に対する評価	業務代行料の範囲内で管理運営を行った。	B
③社会的責任・市の施策との整合性に対する評価	概ね協定で定める水準の管理運営を行った。	B
④総合評価	概ね協定で定める水準の管理運営を行った。	B

## 2 外部専門家等の意見

全8施設の中で比較すると利用者数も多く、地域にとって有用かつ貴重な施設である。

指定管理者は概ね協定で定める水準の管理運営を行っており、所管所属による一次評価は妥当と考える。

今後とも、管理人は利用者に対する丁寧な対応を心がける等、より一層施設の利用向上につながるような管理運営に努められたい。

## 3 所管局最終評価（太枠にS・A・B・Cの四段階で評価を記入）

①施設の設置目的の達成及びサービスの向上に対する評価	共同利用施設条例及び関係法令に基づき、施設の設置目的に沿った管理運営が行われていた。	B
②市費の縮減効果に対する評価	業務代行料の範囲内で管理運営を行った。	B
③社会的責任・市の施策との整合性に対する評価	概ね協定で定める水準の管理運営を行った。	B
④総合評価	概ね協定で定める水準の管理運営を行った。	B

評価の基準   
 { S…事業計画又は本市の定める水準の想定を大幅に上回る効果が得られた  
 A…事業計画又は本市の定める水準の想定した以上の効果が得られた  
 B…おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られている  
 C…事業計画又は本市の定める水準で想定した効果が得られていない

\* 施設の管理運営に関して過失による事故や協定違反等による改善指示、指名停止措置（平成25年4月から「参加停止措置」）などのペナルティを受けた場合は、当該項目と総合評価については原則としてCとすること